

1. ヤマザクラ課の支出命令票などの取り消し文書・・・令和6年7月5日榎戸議員に開示された資料（必要部分のみ記載、原表はA3判）

※左欄は、支出負担行為決議票（契約など支払いの根拠を決定する稟議書）、右欄は、支出命令票（決議票に基づき、その範囲内で支払いを行う稟議書）。

伝票番号	041298	041299
事業名称	ふるさと応援寄附金事業	ふるさと応援寄附金事業
摘要名称	記念品代	記念品代
金額	2,976,000	2,976,000
伝票区分	負担行為票	支出命令票
債権者名称	(株)クラセル桜川	(株)クラセル桜川
所属課名称	ヤマザクラ課	ヤマザクラ課
起票番号	000041	000042
起票日	R5.3.31	R5.3.31
支払予定日		R5.4.18
取消日	R5.5.19	R5.4.3
入力日	R5.3.31	R5.3.31
付記	ふるさと納税返礼品（1から3月郵送分）	ふるさと納税返礼品（1から3月郵送分）

(1) 取り消し文書（データ）のポイント

- ① 入力日は自動的に刻印され、後に変更、修正はできないものである。
- ② 令和5年3月31日の時点で、ヤマザクラ課は、2,976千円の「誤請求（不正請求）」を知っていた。知らなければ入力できない。（報道機関や議員配布資料では、4月3日にクラセル桜川に赴任した職員が、請求漏れを見つけ、「誤請求」してしまったことになっている。）
- ③ クラセル桜川からの見積書、請求書があって、支出負担行為決議票や支出命令票の金額は定まり起票（起案）できる。しかし、この請求書等は不存在だという（川股の情報公開請求に対して）。
- ④ ヤマザクラ課は、天（神）のお告げで2,976千円を知ったことになる。「天のお告げ」をしたのは誰なのか。

(2) その当時の時刻表

- ① 令和5年3月31日（金）：クラセル桜川から中間業者（アルパ）への2,976千円の請求書を送信（文書あり）している。市は日付について、後に変更可能というが・・・P6
- ② 令和5年4月3日（月）：職員辞令交付（クラセル桜川に赴任）
・中間業者（アルパ）から、クラセル桜川（及び桜川市）に「支払明細書（14,400円）」が送信される。紐づけされて上記の「請求書（2976千円）」も（逆）送信されたはずである。この合計額2,990,400円は、4月10日付で送信された中間業者（アルパ）から桜川市への請求書内訳と一致するからである。

- ③ 令和5年4月5日(水)：クラセル桜川に赴任した職員が中間業者(アルパ)に請求書(2976千円)を送信した(ヤマザクラ課管理職の川股への回答、「送信済みアイテム」に残る。)とのこと。私にはクラセル桜川にある現物(PC)確認はできない。
- ④ 令和5年4月18日：令和4年度ふるさと納税返礼品3月郵送分の支出命令票の起票日

2. クラセル桜川の廃止について

(1) クラセル桜川の売上高と桜川市からの支援額

単位：万円

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	備考
売上高	0	6223万円	7077万円	8578万円	
ふるさと納税返礼品	0	多分一	約340	約1,200	米が9割です
研修職員(2人)		1420	1410	1420	
協力隊(2人)		490	510	460	別途活動費等200万円
業務委託等	193	331	495	339	
補助金	5007	1500	1500	1500	
出資金	1000	—	—	—	
計	6200	3741	3915	3719	

※8月30日全員協議会で配布された資料の抜粋です。ふるさと納税返礼品の売上高は、川股の情報公開請求で開示された資料の集計です(大量ですので概算額集計)。30日の全員協議会で質問しようとしたのですが、萩原議長は、「事務局が作成したシナリオに質疑はない」からと、質問は一切認めませんでした。

※4年間の売上高合計=21,878万円 桜川市の支援額=17,575万円(+地域おこし協力隊活動費800万円)

※長期借入金：1203万円があります。

*令和5年度ふるさと納税返礼品は、1161万円との答弁がありました。

(2) クラセル桜川代表取締役・大塚秀喜氏の経営スタンス

⑤ 6月20日東京新聞から

- ・クラセルの経営実態について・「印鑑を押したこともない。たぶん公認会計士とともに、年1回報告を受けるだけ」
- ・「細かい中身は分かっていない。これではまずいので、誰か社長を見つけるしかない。」

⑥ 6月19日一般質問回答(榎戸議員質問)

- ・クラセル桜川の個別の売り上げについては、報告はいただいております。
- ・会社印及び代表者印は、クラセル桜川の現場責任者である出向職員が管理しております。

(3) 住民訴訟(「農林課プロモーション事業で購入した米などの、クラセル桜川の<ふるさと納税返礼品>への流用など)との関係

- ① 市の幹部は、3月定例会の休憩時間中に、廊下で、川股に対して、「ふるさと納税への流用は認めるから、住民訴訟は取り下げてくれ」と話しています。
- ② 令和4年度のクラセル桜川の米の「ふるさと納税返礼品」は、910件273万円です。農林課がプロモーション事業で買った米は、7,641kg220万円です。クラセル桜川は1万円の寄附に対し、15kg3千円で米を提供しています。単価200円/kgです。別の市内の米穀店は単価300円/kgです。この差額を農林

課が購入した米を流用して補てんした、と住民訴訟の裁判では立証します。

昨年9月議会での榎戸議員の一般質問で、この安さの理由を総合戦略部長は「経営努力です。」と答えています。資料が整った今から見ると、笑止千万ですね。

- ③ クラセル桜川の4年度、5年度の売上高の増加は、農林課のプロモーション事業の委託（約400万円）と「ふるさと納税返礼品」の増加（令和5年度は、返礼品の米の単価を安くするために、米袋、段ボールを市補助金137万円で購入）です。実質的な増加とは言えないでしょう。

3. 長方地区のベイシア出店について

茨城県資料：大店立地法の概要・・・・・・・・・・・・・・この手続きの前に事前相談があります。

《大店立地法の概要》

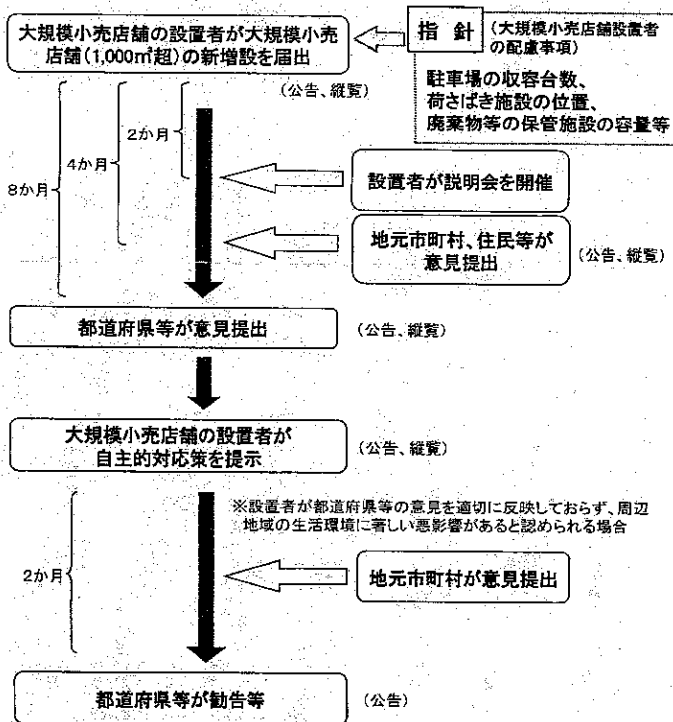
○大規模小売店舗立地法の仕組み

大規模小売店舗の設置者が、大規模小売店舗の立地に伴う周辺の生活環境の保持のために、適正な「施設の配置及び運営方法」に配慮することを確保するための手続などを規定。

大型店設置者：出店計画書、調査予測・対応策

県：連絡調整会議、助言

市町村：県からの相談・調整



4. 農業振興地域の見直しについて

(1) 何のための制度か。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律 (1969.7 昭和44年)

目的：総合的に農業の振興を図るべき地域について、地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進し、農業の健全な発展を図る。

- ② (改正) 都市計画法 (1968.6 昭和43年)

目的：都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。

※農水省が、建設省(国土交通省)に対して、対抗的に法律を制定し、いわば、領土を二分(建設省=都市・

市街化区域、農林省＝農林部・市街化調整区域、その他) し、縄張りを決めたことが背景のようです。

(2) 住民、市民にとって大切なこと

- ① 都市計画法や農振法は、公共の福祉の名の下に、個人財産の自由な利用を制約しており、憲法 29 条の財産権を侵害する危険性を常に秘めています。
- ② 制度創設以来 60 年。一般的には「継続は力なり」ですが、時代に合わなくなった法律（とくに行政法）とその運用は、「苛政は虎よりも猛」になりかねません。
- ③ 市役所には、詳細な図面（1/2000）があります。自分の所有地等を確認し、権利制限の内容も確認しましょう。また、親や祖父母の代での線引きですが、今回のような見直しの場合は、住民に公開すること（縦覧）、意見の申出が役所には義務付けられています。必ず、図面で確認し、問題があれば、意見の申出をしましょう。どの世界でも、権利の上に眠る者を救済する制度はありませんので。

(3) 農地の区分など

- ① 茨城県農業振興地域整備方針（令和 4 年 3 月、2022 年）で桜川市の大枠は決められています。
 - ・指定予定地域の範囲・市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域 14,947ha（現況に同じ）
 - ・農用地面積 5679ha（現況：5717ha △38ha の減）
 ※農業振興地域（14,947）と農用地面積（5,679）との差(9,268ha)は、市街化調整区域内の住宅地、林野、農業施設などです。現況とは、平成 23 年 12 月策定時（最新改定）のものです。
- ②農用地利用計画(面積)：現況 4019ha（いわゆる青地）
 - ・農業上の利用を図るべき土地の区域
 - ・農地転用は不許可です。ちなみに、市内農地で土地改良事業等が済んでいる整備済み農地は 2606ha です。
- ③農用地利用計画（4019ha）以外の農地、住宅地、林地などの地域（いわゆる白地）：10.928ha
- ④農地の区分として、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地がある（農地法）。
 - ア) 第 1 種農地・・集团的（概 10ha 以上）、土地改良事業等の対象 ・農地転用（原則不許可）
 - イ) 第 2 種農地・・10ha 未満の規模の小集団農地。 ・農地転用（転用先用途の代替地があると認められる場合は原則不許可）
 - ウ) 第 3 種農地・・市街地化傾向の著しい農地（例：駅から 300m 以内）・農地転用（原則許可）
- ⑤市街化区域内農地・・届出により農地転用可能

(4) 農地転用の実績（農業委員会提供資料）

(単位：件 m²)

年度	届出（市街化区域）				許可（青地除外後）				許可（白地）			
	4 条		5 条		4 条		5 条		4 条		5 条	
	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積
1	3	3,296	34	65,715	0	0	2	866	10	5,620	36	27,297
2	3	1,920	23	21,610	0	0	5	28,015	4	2,340	46	49,233
3	7	3,974	22	9,471	1	243	6	2,625	3	1,805	39	33,278
4	5	3,898	25	16,619	2	1,226	10	4,394	5	1,703	41	42,701
5	3	1,236	28	21,048	2	221	4	2,136	5	2,322	34	31,564
計	21	14,324	132	134,463	5	1,690	27	38,036	27	13,790	196	184,073

(ア) 4 条：農地法による転用 5 条：農地法による権利移動に伴う転用

(イ) 5 か年の累計 届出（市街化区域） 153 件 148,787ha

許可（上記外） 255 件 237,589ha 計 408 件 386.376ha

(4) 法律制定の時代背景と地方自治体の工夫

- ① 人口増加の高度成長期で、都市（とくに大都市）に、人と産業が引き寄せられる時代の制定です。その後、一部改正はありますが、法の理念と骨格は維持されています。
- ② 市街地化という視点のみで判断され、都市計画法では、ア) 自然災害のおそれ（山林近く、堤防近く、海岸近く、低地などから、少なくとも住居系は除くなど）イ) 環境悪化のおそれ（高速道路や幹線道路、飛行場周辺などから、少なくとも住居系は除くなど）、が視野に入っておらず、この結果、災害や環境の低下を誘発させたと言われていました。

農振法でも八郎潟干拓などの農地拡大、畑地の水田化など生産調整以前の時代でした。市街地化だけを視点としており、農地でありながら、耕作条件（土壌、形状、日当たり、水利など）は、転用基準の視野に入っていません。いわんや、太陽光発電施設などは、まだ、ありませんでした。

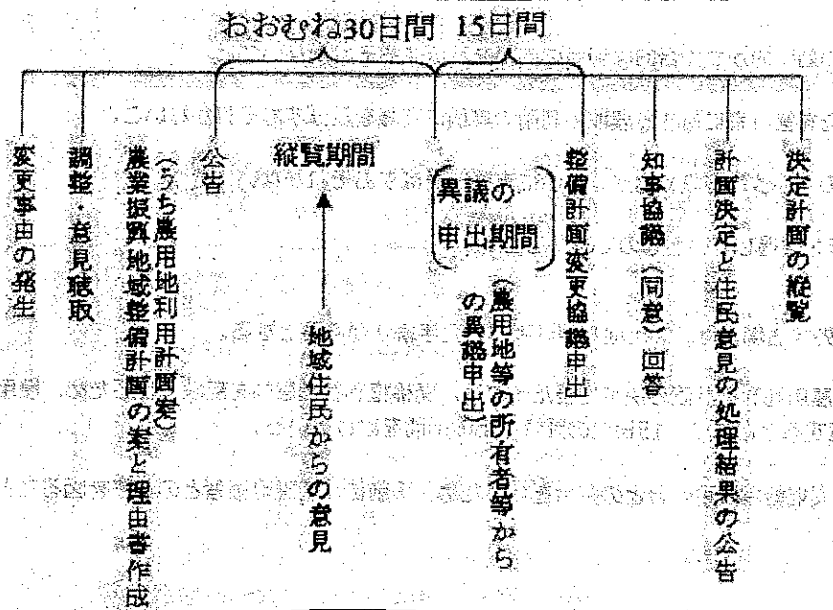
- ③ 都市計画法、農振法ともに、個人の財産権を制約する法律ですので、国、県の権限が大きく、地方自治体が、地域の実情に合わせ、柔軟な運用を行うことを妨げています。例えば、生産緑地制度など。しかし、広島県（広島市）などは、山林の土砂災害から人命を守るために、市街化区域→調整区域に逆線引きを計画しています。国、県の権限が強い法律、制度でも、地域の実態に合わせて解釈し、運用で工夫していくのが、住民の側に立つ地方自治体の知恵の見せどころです。

(5) 農振地域見直しでの提案

山すそや谷戸など、耕作条件の悪い農地が、耕作放棄や荒地となり、農地所有者が困っているだけでなく、ア) ヨシ、ススキなどが繁茂し山火事、イノシシの隠れ地など、災害や環境面で危惧される状況になっている。イ) 放置すれば、道路、水路、水道などの管理の支障となり、公共負担が増大する。ウ) 農地所有者や市は、管理費用が低減できる林地への回帰、太陽光発電施設などへの計画的集団的な転用が賢明といえる。

- ① 10月中旬から、地区ごとに説明会を開き、素案、図面を公開し、農家等から意見を頂き、集約すること
(山すそなどでの長期耕作放棄地でも、青地<農用地利用計画地>がある。)
- ② 耕作条件の悪い、将来の転用見込み地は、「集団的調整地」として、林地や太陽光発電施設への計画的、集団的な誘導地域とすること
- ③ 青地（農用地利用計画地）の長期耕作放棄地は、ア) 売却等による耕作の再開 イ) 近い将来の青地除外（②への準備）への選択を計画すること
- ④ 専業農家への農用地利用計画地の交換分合など、直ぐに可能な作業効率向上への取り組みを市が計画すること

市町村農業振興地域整備計画の策定・変更手続き（農水省 HP）



支払明細書 (桜川市ふるさと納税)

2023年04月03日



株式会社クワセル桜川 御中
〒809-1223
茨城県桜川市旗田827-1
下記の通りお支払申し上げます。

合計金額 14,400 円

日付: 2023年04月03日
支払明細書番号: P-520-202303-41223-0
一般社団法人地域資源活用推進協会
〒849-0102
佐賀県三橋郡みやき町
旗田1031番地1
電話: 0296-58-5111
FAX: 0296-58-5082

別紙9% 14,400
別紙10% 0
別紙送付 0

振込先 銀行名: [REDACTED]
支店名: [REDACTED]
口座番号: [REDACTED]
口座名義: [REDACTED]
合計金額 14,400円

＜概要＞
・対象期間: 2023年03月01日から2023年03月31日までの返礼品在庫品代
出荷件数: 6件: 14,400円 (税込)
送料: 6件: 0円 (税込)
合計: 6件: 14,400円 (税込)

請求書

請求日 2023.3.31

〒809-1223
茨城県桜川市旗田827番地1
TEL: 0296-71-5881 (なないろやさい)
FAX: 0296-71-5699
株式会社クワセル桜川
代表取締役 大塚 秀重
一般社団法人地域資源活用推進協会
御中

ご請求金額 ¥2,976,000-

商品名	数量	単価	金額
こしひかり15kg (*)	968 箱	3,000	2,904,000
ヤマザクラはちみつ2本セット (*)	12 箱	5,000	60,000
AMATANOSQABAプリン (6個入) (*)	4 箱	3,000	12,000
合計金額			2,976,000

注: 送料は別紙に記載されています。

